

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	千葉市 介護保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>千葉市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。</p>	
特記事項	

評価実施機関名	
千葉市長	

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】	
公表日	

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの									
②事務の内容 ※	<p>介護保険制度の運用のため、介護保険法に基づく、介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課・徴収を行う(介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務を含む)。</p> <p>市町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び厚生労働省令の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出</li> <li>② 住所地特例の適用・変更に係る届出</li> <li>③ 被保険者証の交付申請</li> <li>④ 要介護・要支援認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)</li> <li>⑤ 要介護・要支援更新認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)</li> <li>⑥ 要介護・要支援区分変更申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)</li> <li>⑦ 被保険者証・負担割合証の再交付(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)</li> <li>⑧ サービス種類の指定の変更申請</li> <li>⑨ 高額介護サービス費・高額介護予防サービス費等の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)</li> <li>⑩ 高額医療合算介護サービス費等の支給申請</li> <li>⑪ 負担限度額認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)</li> <li>⑫ 特例居宅介護・予防サービス費の支給申請</li> <li>⑬ 福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)</li> <li>⑭ 居宅介護サービス計画作成依頼に係る届出(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)</li> <li>⑮ 介護保険給付の支払方法の変更、一次差止め、給付制限に関する事務</li> <li>⑯ 介護保険料の賦課・徴収に関する事務</li> </ul>									
③対象人数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">〔 30万人以上 〕</td> <td style="width: 30%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	〔 30万人以上 〕	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		5) 30万人以上	
〔 30万人以上 〕	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
	5) 30万人以上									

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	<p>1. 資格管理機能 住民基本台帳などの情報をもとに被保険者台帳を作成し、被保険者の資格取得や資格喪失の管理および住所地特例者や適用除外者の管理を行う。</p> <p>2. 納付機能 第一号被保険者の保険料の賦課、徴収方法(特別徴収か普通徴収)の決定、収納実績、滞納、過誤納の管理を行う。</p> <p>3. 認定機能 要介護・要支援認定申請の受付から認定結果登録までの管理を行う。</p> <p>4. 受給機能 要介護・要支援と認定された被保険者の負担割合や居宅サービス計画作成依頼情報や介護保険施設の入退者情報を管理する。 利用者負担減免や負担限度額認定を管理する。 国保連合会に送付する受給者台帳を作成する。</p> <p>5. 給付機能 国民健康保険団体連合会(国保連合会)からの現物給付実績を受け取り、給付実績を管理する。 また、償還払い支給の実績管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ O ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム2	
①システムの名称	業務共通システム(府内連携システム／宛名システム)
②システムの機能	<p>1. 統合データベース管理機能 各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。</p> <p>2. 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。</p> <p>3. データ連携機能 (1)府内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する情報を連携する。 (2)中間サーバーとの情報連携を行う。</p> <p>4. 権限管理機能 (1)各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。 (2)統合データベースへのアクセス制御を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 府内連携システム  [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム  [ ] 宛名システム等 [ O ] 税務システム  [ O ] その他 (介護保険システム、福祉システム、国民健康保険システム、中間サーバー)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 :符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 :情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 :情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 注:「システム方式設計書_6_0_0_機能要件の整理 第1.1版」以降で提供予定</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 :バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>

③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 府内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	

#### システム4

①システムの名称	伝送通信ソフト	
②システムの機能	1. 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2. 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 <small>注)伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</small>	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 府内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 介護保険システム )	

#### システム5

①システムの名称	サービス検索・電子申請機能	
②システムの機能	<b>【住民向け機能】</b> ・自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 <b>【地方公共団体向け機能】</b> ・住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 府内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )	

**3. 特定個人情報ファイル名**

- (1)資格ファイル
- (2)認定ファイル
- (3)受給ファイル
- (4)給付ファイル
- (5)賦課・収滞納ファイル

**4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由**

①事務実施上の必要性	・介護保険被保険者の転出入における認定情報及び賦課根拠情報の転出前市町村及び転入先市町村との連携を図るため。 ・他法優先となる被保険者の介護給付対象額を連携により適正に支給するため。
②実現が期待されるメリット	介護保険被保険者の転出入における認定情報及び賦課根拠情報の転出前市町村及び転入先市町村との連携の業務効率の向上と適正な運用が期待できる。

**5. 個人番号の利用 ※**

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)別表第一の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という)第50条 番号法別表第二の93及び94並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条及び第47条
--------	--

**6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※**

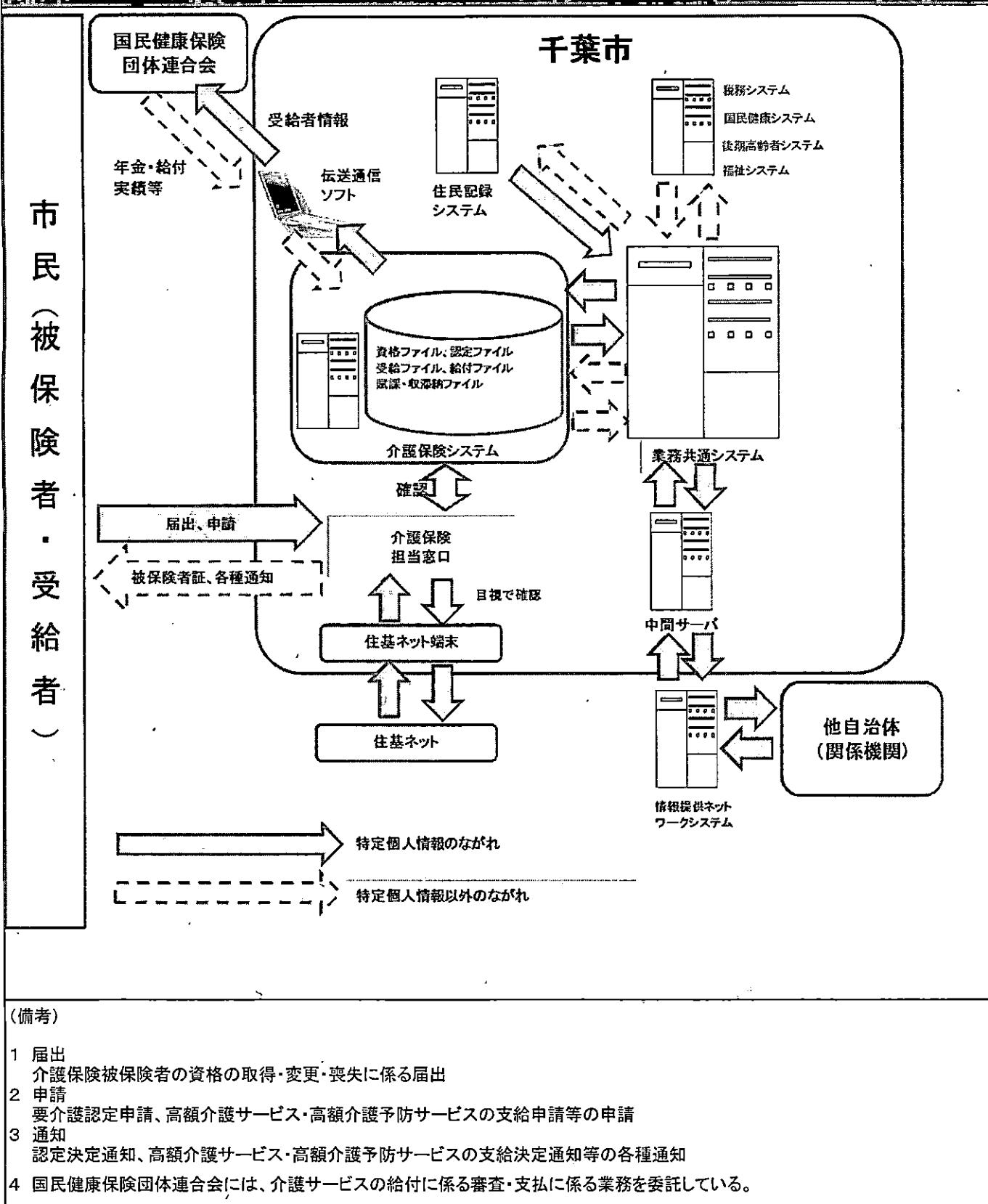
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法別表第二の93及び94の項 (別表第2における情報提供の根拠) 番号法別表第二の2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109の項	

**7. 評価実施機関における担当部署**

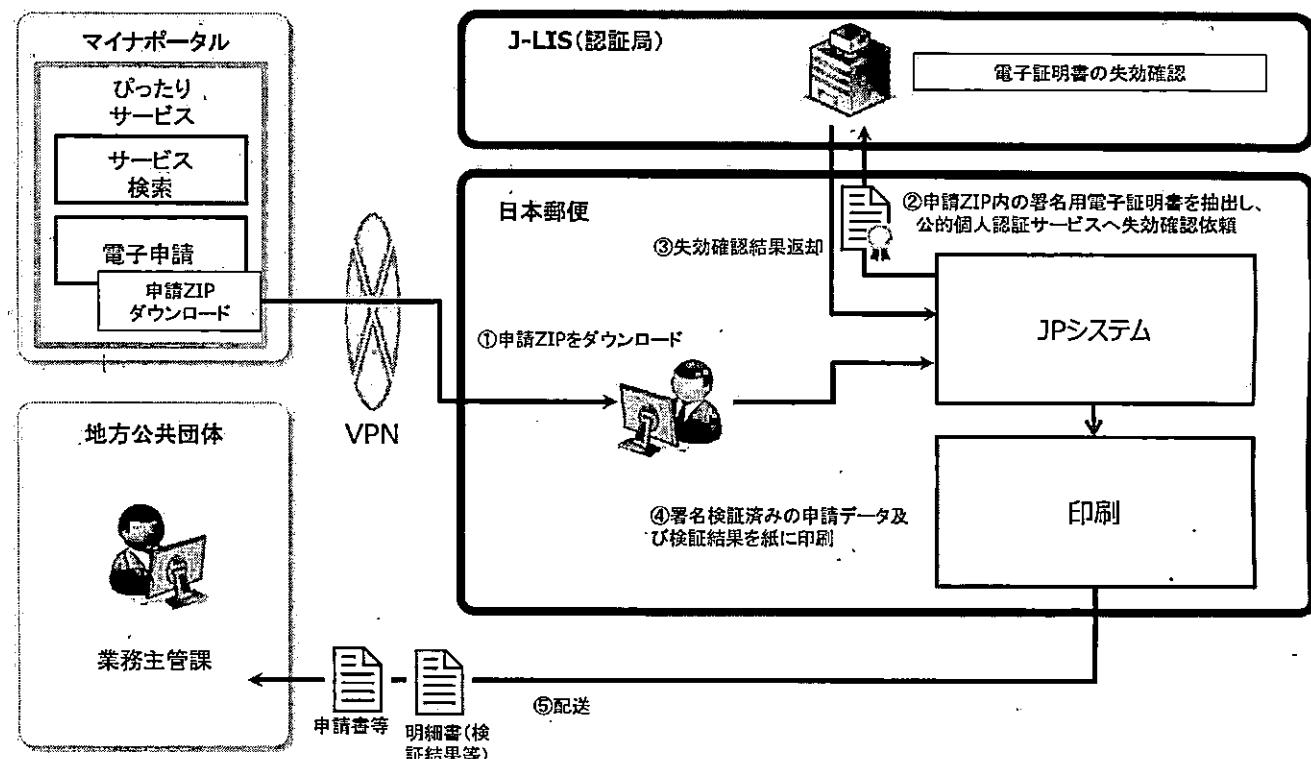
①部署	介護保険管理課
②所属長の役職名	介護保険管理課長

**8. 他の評価実施機関**

なし
----



## 電子申請データのダウンロード・署名検証・印刷・配送



### (備考)

#### 1 サービス検索・電子申請機能

##### 【住民向け機能】

- ・自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能

##### 【地方公共団体向け機能】

- ・住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

① 特定個人情報ファイル名 (1) 資格ファイル		
② 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者、世帯員、介護保険適用除外者及び住所地特例者。	
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 50項目以上100項目未満 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)	
	・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報	
その妥当性	・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="radio"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
	全ての記録項目	・個人番号、その他識別情報(内部番号) ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先等情報 ・対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 ・介護保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課	

## 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 ( 区政推進課 ) [○] 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) [ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [ ] 民間事業者 ( ) [ ] その他 ( )																					
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能 )																					
③入手の時期・頻度		・住民情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、住民記録システムとの連携により随時入手 ・市民からの申請により随時入手																					
④入手に係る妥当性		・制度上定められた時期・頻度・方法にて、情報提供を受けている。																					
⑤本人への明示		本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条に認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。																					
⑥使用目的 ※		被保険者の管理を行うため 介護保険適用除外者の管理を行うため																					
⑦使用の主体		<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td colspan="6">①保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、②中央保健福祉センター高齢障害支援課 ③花見川保健福祉センター高齢障害支援課 ④稻毛保健福祉センター高齢障害支援課 ⑤若葉保健福祉センター高齢障害支援課 ⑥緑保健福祉センター高齢障害支援課 ⑦美浜保健福祉センター高齢障害支援課</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td colspan="6">           &lt;選択肢&gt;            [ 50人以上100人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上         </td> </tr> </table>	変更の妥当性							使用部署 ※	①保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、②中央保健福祉センター高齢障害支援課 ③花見川保健福祉センター高齢障害支援課 ④稻毛保健福祉センター高齢障害支援課 ⑤若葉保健福祉センター高齢障害支援課 ⑥緑保健福祉センター高齢障害支援課 ⑦美浜保健福祉センター高齢障害支援課						使用者数	<選択肢> [ 50人以上100人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上					
変更の妥当性																							
使用部署 ※	①保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、②中央保健福祉センター高齢障害支援課 ③花見川保健福祉センター高齢障害支援課 ④稻毛保健福祉センター高齢障害支援課 ⑤若葉保健福祉センター高齢障害支援課 ⑥緑保健福祉センター高齢障害支援課 ⑦美浜保健福祉センター高齢障害支援課																						
使用者数	<選択肢> [ 50人以上100人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上																						
⑧使用方法 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳や外国人登録台帳を基にして、第1号被保険者の資格の取得情報を管理する。</li> <li>・被保険者証の交付の申請をした第2号被保険者の資格の取得情報を管理する。</li> <li>・被保険者の死亡および転出などに伴う資格の喪失情報を管理する。</li> <li>・被保険者の氏名や住所の変更などに伴う資格の変更情報を管理する。</li> <li>・喪失した資格を転出の取消で回復する場合などの、資格の回復情報を管理する。</li> <li>・他市区町村の介護保険施設に入所するために転出した住所地特例者の情報を管理する。</li> <li>・資格を取得した被保険者の被保険者証を発行する。</li> <li>・適用除外施設に入所している65歳以上の住民の、施設への入所および退所に関する情報を管理する。</li> <li>・自市区町村の介護保険施設に入所するために転入した、他市区町村の被保険者に関する情報を管理する。</li> </ul>																					
⑨使用開始日		平成28年1月1日																					
情報の突合 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格の異動を管理するため、住民基本台帳と被保険者情報との突合を行う。</li> <li>・住所地特例者の管理を行うため、住所地特例者連絡票情報と被保険者情報との突合を行う。</li> <li>・住所地特例者の管理を行うため、住民や施設からの届出情報の個人番号・4情報と機構や住民記録システムの個人番号・4情報との突合を行う。</li> </ul>																					
情報の統計分析 ※		厚生労働省に報告するため介護保険事業統計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。																					
権利利益に影響を与える決定 ※		資格期間に基づき、介護保険料額を決定・更正する。																					

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	[ 委託する ] ( 4 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務		
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者、世帯員、介護保険適用除外者及び住所地特例者。		
その妥当性	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業を行うために、必要な特定個人情報をカバーする必要がある。		
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ○ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )		
⑤委託先名の確認方法	委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。		
⑥委託先名	株式会社 日立製作所		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	
	⑨再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
	委託事項2	ホスティングサービスの利用(データセンタ)	
	①委託内容	・システムの稼働に必要なサーバ及びデータセンタ機能の提供 ・バックアップデータの遠隔地保管	
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者、世帯員、介護保険適用除外者及び住所地特例者。	
	その妥当性	事務の安定した執行と、情報資産の管理・保全のために必要である。	
	③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input type="radio"/> ] 専用線      [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> ] 再委託しない      1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		システムの運用・保守支援業務
①委託内容		システムの運用・保守支援作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ <input type="checkbox"/> ] 特定個人情報ファイルの全体      <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満      <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者、世帯員、介護保険適用除外者及び住所地特例者。
	その妥当性	システムの運用・保守支援業務を行うために、必要な特定個人情報をカバーする必要がある。
③委託先における取扱者数		[ <input type="checkbox"/> ] 10人未満      <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input type="radio"/> ] 専用線      [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。
⑥委託先名		富士通株式会社 ( )
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> ] 再委託しない      1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4		民間送達サービス事業の利用
①委託内容		住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ <input type="checkbox"/> ] 特定個人情報ファイルの全体      <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満      <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者、世帯員、介護保険適用除外者及び住所地特例者。							
その妥当性	介護ワンストップサービスに係る住民からの電子申請データを受け付けるために必要である。							
③委託先における取扱者数	[        10人未満        ]				<選択肢> 1) 10人未満                  2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上			
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線                  [ ] 電子メール          [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ        [○] 紙 [ ] その他 ( )							
⑤委託先名の確認方法	委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。							
⑥委託先名	日本郵便株式会社							
再委託	⑦再委託の有無 ※	[        再委託しない        ]				<選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない		
	⑧再委託の許諾方法							
	⑨再委託事項							

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている ( 48 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の8の項	
②提供先における用途	高額障害児入所給付費の支給	
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先2	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の11の項	
②提供先における用途	高額障害児通所給付費の支給決定	
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先3	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項	
②提供先における用途	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定	
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先4	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項	
②提供先における用途	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項
②提供先における用途	日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先6</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項
②提供先における用途	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先7</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の3の項
②提供先における用途	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先8</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の3の項
②提供先における用途	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	全国健康保険協会		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の6の項		
②提供先における用途	船員保険法による療養の給付の受給等(家族葬祭料の支給決定)		
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先10	全国健康保険協会		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の6の項		
②提供先における用途	船員保険法による療養の給付の受給等(高額介護合算療養費の支給決定)		
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

提供先11	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項	
②提供先における用途	生活保護の実施	
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先12	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項	
②提供先における用途	生活保護の申請に係る事実についての審査	
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>提供先13</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途	職権による生活保護の開始若しくは変更
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先14</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途	生活保護の停止若しくは廃止
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項	
②提供先における用途	保護に要する費用の返還	
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先16	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項	
②提供先における用途	徴収金の徴収	
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度 /	

提供先17	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42の項
②提供先における用途	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42の項
②提供先における用途	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の61の項
②提供先における用途	福祉の措置
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の61の項
②提供先における用途	措置に要する費用の支弁
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

添付資料(Ⅱ ファイルの概要(1) 提供先21以降)

提供先21	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の62の項	
②提供先における用途	措置に要する費用の徴収	
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先22	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80の項	
②提供先における用途	高額介護合算療養費の支給に関する事務 【基準日被保険者】	
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先23	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先24	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先25	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	高額障害福祉サービス等給付費の支給
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	高額障害福祉サービス等給付費の支給
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先28	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先29</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付の実施
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先30</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付の申請に係る事実についての審査
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先31	都道府県知事等		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項		
②提供先における用途	職権による支援給付の開始若しくは変更		
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満              2) 1万人以上10万人未満              3) 10万人以上100万人未満              4) 100万人以上1,000万人未満              5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先32	都道府県知事等		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項		
②提供先における用途	支援給付の停止若しくは廃止		
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満              2) 1万人以上10万人未満              3) 10万人以上100万人未満              4) 100万人以上1,000万人未満              5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

<b>提供先33</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付に要する費用の返還
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先34</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	徴収金の徴収
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先35	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の94の項
②提供先における用途	住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先36	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項
②提供先における用途	被災者台帳の作成
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先37</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の43の項
②提供先における用途	他の法令による医療に関する給付との調整(介護保険法)
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先38</b>	国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の43の項
②提供先における用途	他の法令による医療に関する給付との調整(介護保険法)
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先39	全国健康保険協会		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項		
②提供先における用途	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整		
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先40	健康保険組合		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の3の項		
②提供先における用途	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整		
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

提供先41	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の81の項
②提供先における用途	他の法令による医療に関する給付との調整
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先42	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の109の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整(介護保険法)
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先43	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の109の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整(介護保険法)
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先44	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の5の項
②提供先における用途	船員保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先45	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の22の項
②提供先における用途	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定(介護保険法関係)
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先46	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の97の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先47	保健所を設置する市の長				
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の97の項				
②提供先における用途	他の法令による給付との調整				
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報				
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。				
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度				
提供先48	市町村長				
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の17の項				
②提供先における用途	他の法令による給付との調整				
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報				
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。				
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度				

提供先49	日本私立学校振興・共済事業団		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の33の項		
②提供先における用途	高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認		
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ ] 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先50	国家公務員共済組合		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の39の項		
②提供先における用途	他の法令による療養との調整(介護保険)		
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ ] 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

提供先51	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の39の項
②提供先における用途	高額介護合算療養費の支給の決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先52	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の39の項
②提供先における用途	傷病手当金の支給決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

> } }

<b>提供先53</b>	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の58の項
②提供先における用途	他の法令による療養との調整(介護保険)
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先54</b>	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の58の項
②提供先における用途	高額介護合算療養費の支給の決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先55</b>	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の58の項
②提供先における用途	傷病手当金の支給決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先56</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	新高額障害福祉サービス等給付費の支給
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p><b>【紙媒体等における措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書等の紙媒体の取扱いは、許可された者以外入室することのできない執務室内に限られており、使用後は、施錠可能な定められた場所に格納している。</li> <li>窓口業務等を行う部署においては、紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。</li> </ul> <p><b>【業務共通システム・介護保険システムにおける措置】</b></p> <p>24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 注:生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">[        5年        ]</p> <p style="text-align: center; margin-top: -10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center; margin-top: -10px;">1) 1年未満                  2) 1年                  3) 2年                                          4) 3年                  5) 4年                  6) 5年                                          7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                                          10) 定められていない</p>
③消去方法		<p><b>【介護保険システム関連における措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保存期間を過ぎた申請書等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理等の復元不可能な手段により廃棄する。</li> <li>電子媒体等について、保存期間を経過したものを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的粉碎等によりデータの復元が不可能になるようにする。</li> </ul> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b></p> <p>①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。</p>
7. 備考		

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 (2)認定ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。	
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)	
	・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等)	
	・その他住民票関係情報	
	・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報	
	[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報	
	[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="radio"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先等情報 ・対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 ・介護保険の認定管理を行うために保有	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課	

## 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [ ] 評価実施機関内の他部署 ( ) [○] 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) [ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [ ] 民間事業者 ( ) [ ] その他 ( )
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能 )
③入手の時期・頻度		被保険者の申請により隨時入手
④入手に係る妥当性		制度上定められた時期・頻度・方法にて、情報提供を受けている。
⑤本人への明示		本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条に認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。
⑥使用目的 ※		認定申請の管理を行うため
		変更の妥当性
⑦使用の主体	使用部署 ※	①保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、②中央保健福祉センター高齢障害支援課 ③花見川保健福祉センター高齢障害支援課 ④稻毛保健福祉センター高齢障害支援課 ⑤若葉保健福祉センター高齢障害支援課 ⑥緑保健福祉センター高齢障害支援課 ⑦美浜保健福祉センター高齢障害支援課
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・主治医、訪問調査員、訪問対象地区、認定審査会委員および認定審査会の情報を管理する。 ・被保険者から提出された認定申請内容を申請から認定結果登録までを管理する。 ・被保険者への主治医、訪問調査員、認定審査会の割り当てを管理する。 ・主治医意見書結果、訪問調査結果を管理する。 ・一次判定結果を管理する。 ・認定審査会ごとに認定結果を管理し、対象の被保険者に対し認定結果通知書を印刷する。
		情報の窓口 ※
		・認定申請の管理を行うため、住民や施設からの認定申請の個人番号・4情報と被保険者情報の個人番号・4情報との窓口を行う。
		情報の統計分析 ※
		厚生労働省に報告するため介護保険事業統計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
		権利利益に影響を与える決定 ※
⑨使用開始日		平成28年1月1日

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[ 委託する ] ( 4 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。	
その妥当性	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業を行うために、必要な特定個人情報をカバーする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> 専用線 ] [ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]	
⑤委託先名の確認方法	委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。	
⑥委託先名	株式会社 日立製作所	
⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法 再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	
⑨再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
委託事項2	ホスティングサービスの利用(データセンタ)	
①委託内容	・システムの稼働に必要なサーバ及びデータセンタ機能の提供 ・バックアップデータの遠隔地保管	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。	
その妥当性	事務の安定した執行と、情報資産の管理・保全のために必要である。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="radio"/> 専用線 ] [ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]
⑤委託先名の確認方法	委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。
⑥委託先名	日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ <input type="checkbox"/> 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項
委託事項3	システムの運用・保守支援業務
①委託内容	システムの運用・保守支援作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。
その妥当性	システムの運用・保守支援業務を行うために、必要な特定個人情報をカバーする必要がある。
③委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="radio"/> 専用線 ] [ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]
⑤委託先名の確認方法	委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。
⑥委託先名	富士通株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ <input type="checkbox"/> 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項
委託事項4	民間送達サービス事業の利用
①委託内容	住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者、世帯員、介護保険適用除外者及び住所地特例者。

その妥当性	介護ワンストップサービスに係る住民からの電子申請データを受け付けるために必要である。									
③委託先における取扱者数	[        10人未満        ]		<選択肢> 1) 10人未満                  2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上							
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ○ ] 専用線      [    ] 電子メール    [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [    ] フラッシュメモリ    [ ○ ] 紙 [    ] その他 ( )									
⑤委託先名の確認方法	委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。									
⑥委託先名	日本郵便株式会社									
再委託	⑦再委託の有無 ※	[        再委託しない        ]	<選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない							
	⑧再委託の許諾方法									
	⑨再委託事項									

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 48 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の8の項
②提供先における用途	生活保護の実施
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途	生活保護の申請に係る事実についての審査
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	全国健康保険協会		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項		
②提供先における用途	職権による生活保護の開始若しくは変更		
③提供する情報	介護保険受給者関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先4	都道府県知事等		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項		
②提供先における用途	生活保護の停止若しくは廃止		
③提供する情報	介護保険受給者関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

提供先5	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項	
②提供先における用途	保護に要する費用の返還	
③提供する情報	介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先6	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項	
②提供先における用途	徴収金の徴収	
③提供する情報	介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先7	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の61の項	
②提供先における用途	福祉の措置	
③提供する情報	介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先8	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の61の項	
②提供先における用途	措置に要する費用の支弁	
③提供する情報	介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先9	市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の62の項		
②提供先における用途	措置に要する費用の徴収		
③提供する情報	介護保険受給者関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先10	後期高齢者医療広域連合		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80の項		
②提供先における用途	高額介護合算療養費の支給に関する事務 【基準日被保険者】		
③提供する情報	介護保険受給者関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付の実施
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付の申請に係る事実についての審査
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	都道府県知事等		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項		
②提供先における用途	職権による支援給付の開始若しくは変更		
③提供する情報	介護保険受給者関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先18	都道府県知事等		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項		
②提供先における用途	支援給付の停止若しくは廃止		
③提供する情報	介護保険受給者関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

<b>提供先19</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付に要する費用の返還
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先20</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	徴収金の徴収
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

添付資料(Ⅱ ファイルの概要(2) 提供先21以降)

提供先21	市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の94の項		
②提供先における用途	住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認		
③提供する情報	介護保険受給者関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満              2) 1万人以上10万人未満              3) 10万人以上100万人未満              4) 100万人以上1,000万人未満              5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先22	市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項		
②提供先における用途	被災者台帳の作成		
③提供する情報	介護保険受給者関連情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満              2) 1万人以上10万人未満              3) 10万人以上100万人未満              4) 100万人以上1,000万人未満              5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

提供先23	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の43の項
②提供先における用途	他の法令による医療に関する給付との調整(介護保険法)
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先24	国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の43の項
②提供先における用途	他の法令による医療に関する給付との調整(介護保険法)
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先25	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項
②提供先における用途	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の3の項
②提供先における用途	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の81の項	
②提供先における用途	他の法令による医療に関する給付との調整	
③提供する情報	介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先28	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の109の項	
②提供先における用途	他の法令による給付との調整(介護保険法)	
③提供する情報	介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先29	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の109の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整(介護保険法)
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先30	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の5の項
②提供先における用途	船員保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先31	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の22の項
②提供先における用途	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定(介護保険法関係)
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先32	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の97の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先33	保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の97の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先34	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の17の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先35	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の39の項	
②提供先における用途	他の法令による療養との調整(介護保険)	
③提供する情報	介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先36	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の58の項	
②提供先における用途	他の法令による療養との調整(介護保険)	
③提供する情報	介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先37	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	新高額障害福祉サービス等給付費の支給
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p><b>【紙媒体等における措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書等の紙媒体の取扱いは、許可された者以外入室することのできない執務室内に限られており、使用後は、施錠可能な定められた場所に格納している。</li> <li>窓口業務等を行う部署においては、紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。</li> </ul> <p><b>【業務共通システム・介護保険システムにおける措置】</b></p> <p>24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。      注:生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><b>&lt;選択肢&gt;</b></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
③消去方法		<p><b>【介護保険システム関連における措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保存期間を過ぎた申請書等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理等の復元不可能な手段により廃棄する。</li> <li>電子媒体等について、保存期間を経過したものを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的粉碎等によりデータの復元が不可能になるようにする。</li> </ul> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b>①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。②ディスク交換やハード更改などの際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどをを利用して完全に消去する。</p>												
7. 備考														

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)受給ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。
その必要性	介護保険の受給者を管理するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>・その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号)</li> <li>・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・連絡先等情報</li> <li>・対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>・介護保険の受給者管理を行うために保有</li> <li>・地方税関係情報</li> <li>・介護保険の受給者管理を行うために保有</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報</li> <li>・介護保険の受給者管理を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 税制課 保護課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能 )								
③入手の時期・頻度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、隨時入手</li> <li>・市民からの申請により隨時入手</li> </ul>								
④入手に係る妥当性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度上定められた時期・頻度・方法にて、情報提供を受けている。</li> </ul>								
⑤本人への明示		本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条に認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。								
⑥使用目的 ※		受給者の管理を行うため								
		変更の妥当性								
⑦使用の主体	使用部署 ※	①保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、②中央保健福祉センター高齢障害支援課 ③花見川保健福祉センター高齢障害支援課 ④稻毛保健福祉センター高齢障害支援課 ⑤若葉保健福祉センター高齢障害支援課 ⑥緑保健福祉センター高齢障害支援課 ⑦美浜保健福祉センター高齢障害支援課								
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">[ 50人以上100人未満 ]</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業所または介護予防支援事業所を管理する。</li> <li>・介護保険施設や他市町村からの連絡票の受理状況を登録し、被保険者の介護保険施設の入退所情報を管理する。</li> <li>・低所得者からの食費・居住費の減額や利用者負担額の減免申請を処理する。</li> <li>・被保険者から転出届を受理した場合に転出先で必要な受給資格証明書を印刷する。</li> <li>・被保険者からの届出や住民異動差分一覧などで、被保険者の状態が変更になったことが判明した場合、変更内容を管理する。</li> <li>・滞納者に対して、給付の支払方法を変更したり、給付額を減額処理を行う。</li> <li>・国保連合会に提供する受給者情報を作成する。</li> <li>・被保険者に異動などがあった場合は異動連絡票を提供する。</li> </ul>								
⑨使用開始日		情報の突合 ※								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・減免処理等を行うため、被保険者から提出された減免申請等申請書情報と受給者情報との突合を行う。</li> <li>・減免処理等を行うため、税情報・所得情報と受給者情報との突合を行う。</li> <li>・国保連合会に被保険者の情報を提供するため、国保被保険者情報・後期高齢者情報と受給者情報との突合を行う。</li> </ul>								
		情報の統計分析 ※								
		厚生労働省に報告するため介護保険事業統計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。								
		権利利益に影響を与える決定 ※								
		要支援・要介護認定を受けた者の負担額の決定(負担限度額認定、給付制限等)								
⑩使用開始日		平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] ( 5 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。	
その妥当性	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業を行うために、必要な特定個人情報をカバーする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ○ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。	
⑥委託先名	株式会社 日立製作所	
⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
委託事項2	ホスティングサービスの利用(データセンタ)	
①委託内容	・システムの稼働に必要なサーバ及びデータセンタ機能の提供 ・バックアップデータの遠隔地保管	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。	
その妥当性	事務の安定した執行と、情報資産の管理・保全のために必要である。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線 [ ]電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		システムの運用・保守支援業務
①委託内容		システムの運用・保守支援作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。
	その妥当性	システムの運用・保守支援業務を行うために、必要な特定個人情報をカバーする必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線 [ ]電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。
⑥委託先名		富士通株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		保険者事務共同処理業務(高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務)				
①委託内容		<p>・被保険者向け勧奨通知作成 ・支給額計算</p>				
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p>〔 特定個人情報ファイルの一部 〕</p> <p>〔選択肢〕 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>				
<table border="1"> <tr> <td>対象となる本人の数</td> <td>〔 10万人以上100万人未満 〕</td> <td>〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕	〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕	〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
対象となる本人の範囲 ※		千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。				
その妥当性		高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務を行うために、必要な特定個人情報をカバーする必要がある。				
③委託先における取扱者数		<p>〔 10人以上50人未満 〕</p> <p>〔選択肢〕 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>				
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ○ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  [ ] フラッシュメモリ  [ ] 紙  [ ] その他 ( )</p>				
⑤委託先名の確認方法		委託先は、千葉市ウェブサイトに公表する。				
⑥委託先名		千葉県国民健康保険団体連合会				
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>〔 再委託する 〕</p> <p>〔選択肢〕 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>				
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。				
	⑨再委託事項	国保連合会の保険者事務共同処理業務で使用するシステムに関する運用・保守業務				
委託事項5		民間送達サービス事業の利用				
①委託内容		住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託				
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p>〔 特定個人情報ファイルの全体 〕</p> <p>〔選択肢〕 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>				
<table border="1"> <tr> <td>対象となる本人の数</td> <td>〔 10万人以上100万人未満 〕</td> <td>〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕	〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕	〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
対象となる本人の範囲 ※		千葉市に住所を有する被保険者、世帯員、介護保険適用除外者及び住所地特例者。				
その妥当性		介護ワンストップサービスに係る住民からの電子申請データを受け付けるために必要である。				
③委託先における取扱者数		<p>〔 10人未満 〕</p> <p>〔選択肢〕 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>				
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ○ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  [ ] フラッシュメモリ  [ ○ ] 紙  [ ] その他 ( )</p>				
⑤委託先名の確認方法		委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。				

⑥委託先名		日本郵便株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない      <選択肢> 1) 再委託する  2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 48 ) 件	[ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1		都道府県知事	
①法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第二の26の項	
②提供先における用途		生活保護の実施	
③提供する情報		介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法		[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
		[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
		[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
		[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	
提供先2		都道府県知事等	
①法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第二の26の項	
②提供先における用途		生活保護の申請に係る事実についての審査	
③提供する情報		介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法		[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
		[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
		[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
		[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	

提供先3	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途	職権による生活保護の開始若しくは変更
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途	生活保護の停止若しくは廃止
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途	保護に要する費用の返還
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満        2) 1万人以上10万人未満        3) 10万人以上100万人未満        4) 100万人以上1,000万人未満        5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途	徴収金の徴収
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満        2) 1万人以上10万人未満        3) 10万人以上100万人未満        4) 100万人以上1,000万人未満        5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の61の項
②提供先における用途	福祉の措置
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の61の項
②提供先における用途	措置に要する費用の支弁
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の62の項
②提供先における用途	措置に要する費用の徴収
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: left;">[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80の項
②提供先における用途	高額介護合算療養費の支給に関する事務 【基準日被保険者】
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: left;">[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項	
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	
③提供する情報	介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先12	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項	
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	
③提供する情報	介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>提供先13</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ ] 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">[ ] 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">[ ] 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">[ ] 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">[ ] 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">[ ] 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先14</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ ] 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">[ ] 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">[ ] 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">[ ] 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">[ ] 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">[ ] 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	都道府県知事等				
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項				
②提供先における用途	支援給付の実施				
③提供する情報	介護保険受給者関連情報				
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。				
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度				
提供先16	都道府県知事等				
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項				
②提供先における用途	支援給付の申請に係る事実についての審査				
③提供する情報	介護保険受給者関連情報				
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。				
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度				

<b>提供先17</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	職権による支援給付の開始若しくは変更
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先18</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付の停止若しくは廃止
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付に要する費用の返還
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	徴収金の徴収
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

添付資料(Ⅱ ファイルの概要(3) 提供先21以降)

提供先21	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の94の項	
②提供先における用途	住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認	
③提供する情報	介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先22	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項	
②提供先における用途	被災者台帳の作成	
③提供する情報	介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先23	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の43の項	
②提供先における用途	他の法令による医療に関する給付との調整(介護保険法)	
③提供する情報	介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先24	国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の43の項	
②提供先における用途	他の法令による医療に関する給付との調整(介護保険法)	
③提供する情報	介護保険受給者関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先25	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項
②提供先における用途	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の3の項
②提供先における用途	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の81の項
②提供先における用途	他の法令による医療に関する給付との調整
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先28	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の109の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整(介護保険法)
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先29</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の109の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整(介護保険法)
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先30</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の5の項
②提供先における用途	船員保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先31	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の22の項
②提供先における用途	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定(介護保険法関係)
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先32	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の97の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先33	保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の97の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先34	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の17の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先35	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の39の項
②提供先における用途	他の法令による療養との調整(介護保険)
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先36	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の58の項
②提供先における用途	他の法令による療養との調整(介護保険)
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先37	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	新高額障害福祉サービス等給付費の支給
③提供する情報	介護保険受給者関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p><b>【紙媒体等における措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書等の紙媒体の取扱いは、許可された者以外入室することのできない執務室内に限られており、使用後は、施錠可能な定められた場所に格納している。</li> <li>窓口業務等を行う部署においては、紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。</li> </ul> <p><b>【業務共通システム・介護保険システムにおける措置】</b></p> <p>24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。</p> <p>注:生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><b>&lt;選択肢&gt;</b></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 30%;">2) 1年</td> <td style="width: 30%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
③消去方法		<p><b>【介護保険システム関連における措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保存期間を過ぎた申請書等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理等の復元不可能な手段により廃棄する。</li> <li>電子媒体等について、保存期間を経過したものを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的粉碎等によりデータの復元が不可能になるようにする。</li> </ul> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b>①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。②ディスク交換やハード更改などの際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないように、物理的破壊又は専用ソフトなどをを利用して完全に消去する。</p>												

## 7. 備考

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 (4) 給付ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<input type="checkbox"/> システム用ファイル <div style="float: right; margin-top: -20px;">           &lt;選択肢&gt;            1) システム用ファイル            2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)         </div>
②対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [ 10万人以上100万人未満 ] <div style="float: right; margin-top: -20px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
③対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。
その必要性	介護保険の給付を管理するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">           &lt;選択肢&gt;         </div> <input type="checkbox"/> [ 50項目以上100項目未満 ] <div style="float: right; margin-top: -20px;">           1) 10項目未満            2) 10項目以上50項目未満            3) 50項目以上100項目未満            4) 100項目以上         </div>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号      <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号      <input checked="" type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号)           </div> </li> <li>・連絡先等情報           <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)      <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等)           </div> </li> <li>・その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報           <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/> 国税関係情報      <input checked="" type="checkbox"/> 地方税関係情報      <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報           </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報      <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報      <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報           </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報      <input checked="" type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報           </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報      <input type="checkbox"/> 年金関係情報      <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報           </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/> 災害関係情報           </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/> その他 ( )           </div> </li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号)</li> <li>・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・連絡先等情報</li> <li>・対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>・介護保険の給付管理を行うために保有</li> <li>・地方税関係情報</li> <li>・介護保険の給付管理を行うために保有</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報</li> <li>・介護保険の給付管理を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 ( 税制課 保護課 ) [○]行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 ) [ ]民間事業者 ( ) [ ]その他 ( )								
②入手方法		[○]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]電子メール [○]専用線 [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能 )								
③入手の時期・頻度		・市民からの申請 ・受給者情報の更新都度随時								
④入手に係る妥当性		・制度上定められた時期・頻度・方法にて、情報提供を受けている。								
⑤本人への明示		本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条に介護サービス費の申請において特定個人情報を取得する旨規定されている。								
⑥使用目的 ※		給付の管理を行うため								
変更の妥当性										
⑦使用の主体	使用部署※	①保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、②中央保健福祉センター高齢障害支援課 ③花見川保健福祉センター高齢障害支援課 ④稻毛保健福祉センター高齢障害支援課 ⑤若葉保健福祉センター高齢障害支援課 ⑥緑保健福祉センター高齢障害支援課 ⑦美浜保健福祉センター高齢障害支援課								
	使用者数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">[ 50人以上100人未満 ]</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会からの介護報酬請求、現物給付実績を受けて、給付実績を管理する。</li> <li>・償還払い支給の実績などを国保連合会へ提供する。</li> <li>・給付管理票を市区町村が作成し、国保連合会に提供する。</li> <li>・被保険者からの費目ごとの償還払い支給の申請を受け付け、支給決定の結果を管理する。</li> <li>・保険料を滞納した受給者に、給付の支払いを一時差し止める措置をした場合、その内容を管理する。</li> <li>・支給額から滞納保険料を控除するなどで給付の一時差止めを終了した場合、その内容を登録する。</li> <li>・高額算定情報を管理する。</li> <li>・高額医療合算介護サービスの支給申請を受け付け、支給決定の結果を管理する。</li> <li>・高額介護／支援サービス費の支給後過払い分の金額を高額介護／支援サービス費調整対象金として管理する。</li> </ul>								
情報の突合 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付実績を管理するため、国保連合会からの支給情報と受給者情報との突合を行う。</li> <li>・給付実績を管理するため、口座振替情報と受給者情報との突合を行う。</li> </ul>								
情報の統計分析 ※		厚生労働省に報告するため介護保険事業統計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。								
権利利益に影響を与える得る決定 ※		・償還払い分の支給決定、一次差止め、給付の償還払い化、高額介護サービス費の支給決定などの介護サービスの支給決定								
⑨使用開始日		平成28年1月1日								

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[ 委託する ] ( 4 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。	
その妥当性	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業を行うために、必要な特定個人情報をカバーする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ○ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。	
⑥委託先名	株式会社 日立製作所	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
委託事項2	ホスティングサービスの利用(データセンタ)	
①委託内容	・システムの稼働に必要なサーバ及びデータセンタ機能の提供 ・バックアップデータの遠隔地保管	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。	
その妥当性	事務の安定した執行と、情報資産の管理・保全のために必要である。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input type="radio"/> 専用線 ] [ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="radio"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]
⑤委託先名の確認方法		委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		システムの運用・保守支援業務
①委託内容		システムの運用・保守支援作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。
	その妥当性	システムの運用・保守支援業務を行うために、必要な特定個人情報をカバーする必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input type="radio"/> 専用線 ] [ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="radio"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]
⑤委託先名の確認方法		委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。
⑥委託先名		富士通株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4		民間送達サービス事業の利用
①委託内容		住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者、世帯員、介護保険適用除外者及び住所地特例者。

その妥当性	介護ワンストップサービスに係る住民からの電子申請データを受け付けるために必要である。												
③委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人未満 ]	<選択肢>				1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上							
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> 専用線 ]	[ <input type="checkbox"/> 電子メール ]	[ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ]										
⑤委託先名の確認方法	委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。												
⑥委託先名	日本郵便株式会社												
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託しない ]	<選択肢>										
	⑧再委託の許諾方法												
	⑨再委託事項												

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている ( 31 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の8の項	
②提供先における用途	高額障害児入所給付費の支給	
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線            [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)            [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙            [ ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先2	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の11の項	
②提供先における用途	高額障害児通所給付費の支給決定	
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線            [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)            [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙            [ ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先3	全国健康保険協会		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項		
②提供先における用途	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定		
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先4	健康保険組合		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項		
②提供先における用途	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定		
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

提供先5	健康保険組合		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の3の項		
②提供先における用途	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定		
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先6	全国健康保険協会		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の6の項		
②提供先における用途	船員保険法による療養の給付の受給等(高額介護合算療養費の支給決定)		
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

提供先7	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途	生活保護の実施
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途	生活保護の申請に係る事実についての審査
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途	職権による生活保護の開始若しくは変更
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途	生活保護の停止若しくは廃止
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途	保護に要する費用の返還
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項
②提供先における用途	徴収金の徴収
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42の項		
②提供先における用途	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務		
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先14	国民健康保険組合		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42の項		
②提供先における用途	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務		
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の61の項
②提供先における用途	福祉の措置
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満     2) 1万人以上10万人未満     3) 10万人以上100万人未満     4) 100万人以上1,000万人未満     5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の61の項
②提供先における用途	措置に要する費用の支弁
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満     2) 1万人以上10万人未満     3) 10万人以上100万人未満     4) 100万人以上1,000万人未満     5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の62の項		
②提供先における用途	措置に要する費用の徴収		
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先18	後期高齢者医療広域連合		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80の項		
②提供先における用途	高額介護合算療養費の支給に関する事務 【基準日被保険者】		
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。		
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

提供先19	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項	
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先20	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項	
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

添付資料(Ⅱ ファイルの概要(4) 提供先21以降)

提供先21	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項	
②提供先における用途	高額障害福祉サービス等給付費の支給	
③提供する情報	介護保険給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先22	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項	
②提供先における用途	高額障害福祉サービス等給付費の支給	
③提供する情報	介護保険給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>提供先23</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先24</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先25	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付の実施
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付の申請に係る事実についての審査
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先27</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	職権による支援給付の開始若しくは変更
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先28</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付の停止若しくは廃止
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先29	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付に要する費用の返還
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先30	都道府県知事等 /
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項
②提供先における用途	徴収金の徴収
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先31	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項
②提供先における用途	被災者台帳の作成
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先32	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の33の項
②提供先における用途	高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先33	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の39の項	
②提供先における用途	他の法令による療養との調整(介護保険)	
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先34	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の39の項	
②提供先における用途	高額介護合算療養費の支給の決定	
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先35	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の58の項
②提供先における用途	他の法令による療養との調整(介護保険)
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先36	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の58の項
②提供先における用途	高額介護合算療養費の支給の決定
③提供する情報	介護保険給付情報、介護保険総合事業情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先37	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	新高額障害福祉サービス等給付費の支給
③提供する情報	介護保険給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p><b>【紙媒体等における措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書等の紙媒体の取扱いは、許可された者以外入室することのできない執務室内に限られており、使用後は、施錠可能な定められた場所に格納している。</li> <li>窓口業務等を行う部署においては、紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。</li> </ul> <p><b>【業務共通システム・介護保険システムにおける措置】</b></p> <p>24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。</p> <p>注:生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>			
②保管期間	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: right;">期間</td> <td style="text-align: center;">[        5年        ]</td> <td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <b>&lt;選択肢&gt;</b>            1) 1年未満                  2) 1年                  3) 2年            4) 3年                  5) 4年                  6) 5年            7) 6年以上10年未満                  8) 10年以上20年未満                  9) 20年以上            10) 定められていない         </td> </tr> </table>	期間	[        5年        ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 1年未満                  2) 1年                  3) 2年 4) 3年                  5) 4年                  6) 5年 7) 6年以上10年未満                  8) 10年以上20年未満                  9) 20年以上 10) 定められていない
期間	[        5年        ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 1年未満                  2) 1年                  3) 2年 4) 3年                  5) 4年                  6) 5年 7) 6年以上10年未満                  8) 10年以上20年未満                  9) 20年以上 10) 定められていない		
③消去方法	<p><b>【介護保険システム関連における措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保存期間を過ぎた申請書等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理等の復元不可能な手段により廃棄する。</li> <li>電子媒体等について、保存期間を経過したものを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的粉碎等によりデータの復元が不可能になるようにする。</li> </ul> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b>①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。②ディスク交換やハード更改などの際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないように、物理的破壊又は専用ソフトなどをを利用して完全に消去する。</p>			
7. 備考				

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 (5)賦課・収滞納ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。	
その必要性	介護保険料の賦課を処理するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号      <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号      <input checked="" type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  <input checked="" type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)      <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等)</li> <li>・その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  <input type="checkbox"/> 国税関係情報      <input checked="" type="checkbox"/> 地方税関係情報      <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報  <input checked="" type="checkbox"/> 医療保険関係情報      <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報      <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報  <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報      <input checked="" type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報  <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報      <input checked="" type="checkbox"/> 年金関係情報      <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報  <input type="checkbox"/> 災害関係情報  <input type="checkbox"/> その他 ( )       </li> </ul>	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号)</li> <li>・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・連絡先等情報</li> <li>・対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>・介護保険料の賦課処理を行うために保有</li> <li>・介護保険料の収納・滞納管理を行うために保有</li> <li>・地方税関係情報</li> <li>・介護保険料の賦課処理を行うために保有</li> <li>・医療保険関係情報</li> <li>・介護保険料の賦課処理を行うために保有</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報</li> <li>・介護保険料の賦課処理を行うために保有</li> <li>・年金関係情報</li> <li>・介護保険料の賦課処理を行うために保有</li> </ul>	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課	

## 3) 特定個人情報の入手・使用

		[ ] 本人又は本人の代理人
①入手元 ※		[ ○ ] 評価実施機関内の他部署 ( 税制課 保護課 )
		[ ] 行政機関・独立行政法人等 ( )
		[ ○ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 )
		[ ] 民間事業者 ( )
		[ ] その他 ( )
②入手方法		[ ] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ
		[ ] 電子メール [ ○ ] 専用線 [ ○ ] 庁内連携システム
		[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム
		[ ] その他 ( )
③入手の時期・頻度		・税情報について、毎週金曜日に入手 ・地方公共団体への照会により随時入手
④入手に係る妥当性		制度上定められた時期・頻度・方法にて、内部部署及び地方公共団体から情報提供を受けている。
⑤本人への明示		本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条において介護保険料の賦課を行うにあたり特定個人情報を取得する旨規定されている。
⑥使用目的 ※		賦課及び収滞納の管理を行うため
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	①保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、②中央保健福祉センター高齢障害支援課 ③花見川保健福祉センター高齢障害支援課 ④稻毛保健福祉センター高齢障害支援課 ⑤若葉保健福祉センター高齢障害支援課 ⑥緑保健福祉センター高齢障害支援課 ⑦美浜保健福祉センター高齢障害支援課 ⑧財政局税務部債権管理課
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・保険料を算定するため、被保険者の所得情報を登録し、所得段階を決定する。 ・所得段階を基に保険料を賦課する。また、国保連合会に対して保険料の特別徴収を依頼する。 ・所得が著しく減少した人からの保険料の減免・徴収猶予の申請を管理し、該当者に決定内容を通知する。 ・転入・転出などの月次の保険料調定を実施する。 ・保険料を更正し、被保険者に通知する。 ・仮徴収額の変更額を登録し、国保連合会に仮徴収額の変更を依頼する。 ・保険料の滞納状況を管理し、分納や一部収納を管理する。
情報の突合 ※		・保険料の減免・徴収猶予を管理するため、被保険者から提出された申請書情報と被保険者情報との突合を行う。 ・保険料を賦課するため、生活保護情報と被保険者情報の突合を行う。 ・保険料を賦課するため、年金情報と被保険者情報の突合を行う。 ・保険料を賦課するため、税情報・所得情報と被保険者情報の突合を行う。
情報の統計分析 ※		厚生労働省に報告するため介護保険事業統計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
権利利益に影響を与える得る決定 ※		保険料の賦課及び徴収方法の決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

④特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input checked="" type="checkbox"/> ( ) 3) 件			<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない		
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務					
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業					
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体			<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満			<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。					
その妥当性	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業を行うために、必要な特定個人情報をカバーする必要がある。					
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満			<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> ○ 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
⑤委託先名の確認方法	委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。					
⑥委託先名	株式会社 日立製作所					
⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する			<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない		
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。				
	⑨再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業				
委託事項2	ホスティングサービスの利用(データセンタ)					
①委託内容	-システムの稼働に必要なサーバ及びデータセンタ機能の提供 -バックアップデータの遠隔地保管					
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体			<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満			<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。					
その妥当性	事務の安定した執行と、情報資産の管理・保全のために必要である。					
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満			<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ]専用線      [ ]電子メール      [ <input checked="" type="checkbox"/> ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ]フラッシュメモリ      [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> ]再委託しない      <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		システムの運用・保守支援業務
①委託内容		システムの運用・保守支援作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ <input type="checkbox"/> ]特定個人情報ファイルの全体      <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ]10万人以上100万人未満      <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者。
	その妥当性	システムの運用・保守支援業務を行うために、必要な特定個人情報をカバーする必要がある。
③委託先における取扱者数		[ <input type="checkbox"/> ]10人以上50人未満      <選択肢> 1) 10人未満      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ]専用線      [ ]電子メール      [ <input checked="" type="checkbox"/> ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ]フラッシュメモリ      [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		委託先は、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表している。
⑥委託先名		富士通株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> ]再委託しない      <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[ ]提供を行っている ( )件      [ <input type="checkbox"/> ]移転を行っている ( )件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ]行っていない

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>窓口業務等を行う部署においては、オンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。</p> <p>【業務共通システム・介護保険システムにおける措置】 24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 注:生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">[        5年        ]</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">1) 1年未満      2) 1年      3) 2年                                  4) 3年      5) 4年      6) 5年                                  7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                                  10) 定められていない</p>
③消去方法	<p>【介護保険システムにおける措置】 物理消去を実施する。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。②ディスク交換やハード更改などの際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないように、物理的破壊又は専用ソフトなどをを利用して完全に消去する。</p>	
7. 備考		

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### <資格ファイル>

日常生活観察コード,被保険者履歴通番,被保険者介護異動事由コード,被保険者異動年月日,被保険者資格異動届出者氏名(漢字),被保険者資格異動届出者関係コード,被保険者資格異動届出者電話番号,被保険者資格異動届出年月日,被保険者資格取得事由コード,被保険者資格取得年月日,被保険者資格取得届出者氏名(漢字),被保険者資格取得届出者関係コード,被保険者資格喪失事由コード,被保険者資格喪失年月日,被保険者資格喪失届出者氏名(漢字),被保険者資格喪失届出者関係コード,被保険者資格喪失届出者電話番号,被保険者資格喪失届出年月日,被保険者個人番号,被保険者個人区分コード,被保険者住基ネット個人番号,被保険者都道府県コード,被保険者市町村コード,被保険者町名コード,介護保険者番号,被保険者番号,被保険者あいまい検索キー氏名(カナ),被保険者氏名(カナ),被保険者通称名(カナ),被保険者氏名(漢字),被保険者通称名(漢字),被保険者本名通称名区分コード,被保険者氏名(英字),被保険者併記用氏名(漢字),被保険者氏名分類コード,被保険者生年月日年号コード,被保険者生年月日,被保険者性別コード,被保険者都道府県名(漢字),被保険者市町村名(漢字),被保険者住所(漢字),被保険者番地(漢字),被保険者方書(漢字),被保険者住所(漢字)連結,被保険者親郵便番号,被保険者子郵便番号,被保険者電話番号,被保険者転入元市町村名(漢字),被保険者住所地特例者区分コード,被保険者住所地特例者適用開始年月日,被保険者住所地特例者適用変更年月日,被保険者住所地特例者適用終了年月日,被保険者適用除外事由コード,被保険者適用除外開始年月日,被保険者適用除外終了年月日,被保険者賦課対象コード,被保険者記載1備考(漢字),被保険者記載2備考(漢字),被保険者記載3備考(漢字),被保険者番地区分コード,被保険者番地,被保険者号番号,被保険者枝番号,被保険者行政区コード,被保険者方書(カナ),被保険者市内外区分コード,被保険者政令広域コード,被保険者地方公共団体コード,被保険者外国人在留資格期間コード,被保険者外国人在留開始年月日,被保険者外国人在留終了年月日,被保険者外国人在留資格コード,処理年月日,被保険者世代通番,抑止コード,更新通番,更新操作者コード,被保険者キ一氏名(カナ),更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻,被保険者キ一氏名(漢字)

### <受給ファイル、認定ファイル、給付ファイル>

受給者申請かかりつけ医コード,介護保険者番号,被保険者番号,受給者履歴通番,被保険者履歴通番,受給者要介護状態区分コード,受給者認定年月日,受給者結果変更事由コード通知書発行年月日,受給者認定有効期間開始年月日,受給者認定有効期間終了年月日,受給者支給限度管理期間終了年月日,受給者再審査フラグ,受給者申請取消事由コード,受給者申請取消年月日,受給者認定中断事由コード,受給者認定中断年月日,受給者認定取消事由コード,受給者認定取消年月日,受給者申請事由コード,受給者申請者関係コード,受給者訪問対象地区コード,受給者識別コード,受給者同意書有無コード,受給者前保険者名(漢字),受給者申請者名(漢字),受給者申請者電話番号,受給者申請書備考(漢字),受給者居宅住所都道府県コード,受給者居宅住所市町村コード,受給者居宅住所町名コード,受給者居宅都道府県名(漢字),受給者居宅市町村名(漢字),受給者居宅住所(漢字),受給者居宅番地(漢字),受給者居宅方書(漢字),受給者居宅親郵便番号,受給者居宅子郵便番号,受給者居宅電話番号,受給者居宅市内外区分コード,受給者特定疾病コード,受給者政令広域コード,受給者介護要状態コード,受給者労災等番号,処理年月日,受給者みなし認定区分コード,受給者介護保険審査会結果前要介護状態区分コード,区分変更用前回受給者履歴通番,経過措置前情報(結果、有効期間、希望),通知書理由,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻,受給者認定結果,受給者申請年月日

### <賦課・収滞納ファイル>

納付原簿仮徴収額変更通知書発行年月日,介護保険者番号,賦課年度,納付原簿調定取消事由コード,納付原簿履歴通番,納付原簿入力所得区分コード,納付原簿所得区分コード,徴収方法区分コード,納付原簿調定額,納付原簿年額,納付原簿月割額,納付原簿確定保険料額,納付原簿賦課年月日,納付原簿賦課期日年月日,納付原簿通知書通知理由コード,納付原簿前回徴収方法区分コード,納付原簿賦課結果コード,納付原簿徴収猶予区分コード,納付原簿納入通知書発行年月日,納付原簿特別徴収義務者コード,納付原簿年金コード,納付原簿基礎年金番号,納付原簿回付情報各種年月日,納付原簿特別徴収依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止区分コード,納付原簿特別徴収中止事由コード,納付原簿特別徴収中止依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止通知書発行年月日,納付原簿仮徴収額変更年月日,納付原簿徴収額変更依頼作成年月日,納付原簿減免区分コード,納付原簿全期前納報奨金額,納付原簿調定取消年月日,納付原簿行政区コード,納付原簿政令広域コード,納付原簿更正操作者コード,納付原簿激変緩和措置フラグ,納付原簿特例標準割合適用フラグ,納付原簿3段階特例標準割合適用フラグ,納付原簿更新画面の備考,仮徴収額変更の変更後所得段階X,仮徴収額変更の変更後特例(標準)割合,適用フラグ,仮徴収額変更の変更後3段階特例(標準),割合適用フラグ,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻,被保険者番号

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資格ファイル、(2) 認定ファイル、(3) 受給ファイル、(4) 給付ファイル、(5) 賦課・収滞納ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護認定申請・給付関係の申請等を窓口で受け付けた場合は、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明証（介護保険法に基づく提出代行の場合）により本人の情報をあることを窓口で確認している。</li> <li>資格取得等に係る届出書等については、住民登録システムとのデータ連携により取得しており本人以外の情報を入手することはない。</li> <li>住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、本人からの情報のみが送信される。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報を入手する際、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>保険料の賦課に必要な情報は、特定の相手から最低限のものを取得する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索、申請フォームを選択して必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号の記載をする届出書及び申請書は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。</li> <li>保険料の賦課に必要な情報は、特定の相手から最低限のものを取得しており、入手元から情報を詐取・奪取することはない。</li> </ul> <p>→「リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」へ移動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明証（介護保険法に基づく提出代行の場合）の提示や窓口での聞き取り等により、本人確認を行う。</li> <li>住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した委託機関は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明証（介護保険法に基づく提出代行の場合）の提示や窓口での聞き取り等に基づき、届出書及び申請書に印刷済みの項目や介護保険システム等と照合することにより個人番号の真正性の確認を行う。</li> <li>サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</li> <li>収集後に情報が変化した場合は、住民登録システムとの連携により修正し、正確性を確保する。</li> </ul> <p>→「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」へ移動</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。		
	<p>【紙媒体に対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏洩・紛失を防止する。</li> <li>・紙媒体を窓口で受け取り後、事務処理が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底する。</li> <li>・保存期間経過後、速やかに廃棄するよう徹底する。</li> </ul>		
	<p>【電子データに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が記録された電子データについては、電磁的記録媒体を用いた連携を極力行わないこととし、記録媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業することとする。事務が完了したら速やかに記録媒体から電子データを消去し、作業状況を記録する。</li> <li>・情報の入手はインターネットにつながるネットワークでは行わない。</li> </ul>		
	<p>【業務共通システムに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務共通システムについては、情報の暗号化を実施し、また各業務システムの専用回線とのみ情報をやり取りすることで、漏洩・紛失のリスクを防止している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か		<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<業務共通システムにおける措置> 業務共通システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要のない情報との紐付けが行われないよう、システム上でアクセス制御を行う。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>【介護保険システムにおける措置】</p> <p>特定個人情報は、職務上必要と認められる権限の与えられた者しかアクセスできない。</p>		
その他の措置の内容	<p>【介護保険システムにおける措置】</p> <p>インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない。</p>		
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢>	1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>&lt;業務共通システム・介護保険システムにおける措置&gt;</p> <p>システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証(又はパスワード)による個人認証を行う。</p>	
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢>	1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>&lt;業務共通システム・介護保険システムにおける措置&gt;</p> <p>(1)発効管理</p> <p>正規職員については人事情報に基づき、アクセス権限を設定する。また、非正規職員については業務所管課からの申請に基づき、ユーザIDを発効し、アクセス権限を設定する。</p> <p>(2)失効管理</p> <p>正規職員については人事情報に基づき、権限を有していた職員の異動／退職が生じた際にはアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。また、非正規職員については契約期間の終了等に伴う業務所管課からの申請に基づき、アクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p>	

アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<業務共通システム・介護保険システムにおける措置> 情報システム課にて定期的にユーザIDやアクセス権限を再確認し、職員の異動／退職により業務上アクセスが不要となったものについては変更・削除を行い、残存を防止する。				
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	<介護保険システムにおける措置> ・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。  <業務共通システムにおける措置> ・システムのアクセスログ管理機能により、職員の認証ログの管理を行うことにより、いつ、誰がシステムにアクセスしたかをログに記録する。 ・記録したログについては、一定の期間保管し、定期的に確認を行う。				
その他の措置の内容	<業務共通システムにおける措置> 端末PCについて、画面の盗み見・不正利用対策として、一定時間操作が行われなかつた場合にスクリーンセーバを起動し、元の画面に復帰する際には再度生体認証を行う仕組みとする。さらに一定時間経過後に自動的にログオフする制御を行う。  <介護保険システムにおける措置> 端末PCについて、画面の盗み見・不正利用対策として、一定時間経過後に自動的にログオフする制御を行う。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部媒体へのデータのコピーを行える端末を限定し、コピーした時の記録を保管する。</li> <li>・職員に対して、個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・利用者(非正規職員・他課の職員等)は、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む遵守事項について誓約書に署名し、所属長等あてに提出する。</li> <li>・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。</li> <li>・EUCによる出力は行えないようにする。</li> </ul>				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定されている。</li> <li>・介護保険システムのEUC機能及びアクセスリンク機能等においては、対象となるデータベースに特定個人情報を格納しない。</li> </ul>				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク

	<p><b>【千葉市介護保険システム開発保守サービス契約】</b>        選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること</li> <li>・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること</li> <li>・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。</li> <li>・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。</li> </ul> <p><b>【千葉県国民健康保険団体連合会への委託】</b>        ・個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した文書を取り交わす。</p> <p><b>【日本郵便への委託】</b>        ・契約業者はサービス約款を定めており、個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないこととしている。その内容としては、秘密の保持、授業者への周知、再委託の禁止、収集の制限、目的外使用等の禁止、複写の禁止、適正な管理等としている。また、本特記事項に違反していると認めた場合には、契約の解除及び損害賠償の請求をすることを規定している。</p>		
情報保護管理体制の確認	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法		<p>契約書等に個人情報取扱について明記し、管理者・作業者を報告させるとともに、閲覧及び更新については、許可と立会に基づき可能としている。なお、情報システムの管理上、特定個人情報ファイルを直接閲覧・更新できないよう本番運用、開発用などシステムを分離して構築しアクセスを制限するとともに、操作者IDをシステム単位で付与するなどの措置を講じている。</p>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> <li>・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。</li> <li>・上記システムアクセスログ及びアプリケーションアクセスログの保管期間は、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。</li> </ul>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む業務を再委託先へ委託する場合は、契約書等において、再委託の必要性、再委託先での情報管理及びセキュリティ管理について検討し、再委託の必要性と管理上の問題が無い場合に限り、再委託を認めている。</li> </ul>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先では、特定個人情報は管理措置が講じられた作業場所において取り扱うものとし、当該作業場所以外の場所への特定個人情報の持出、提供を禁止している。</li> <li>・委託先との間で特定個人情報を運搬により提供する場合は、特定個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化を施すこと等、個人情報等の漏えい防止対策を十分に講じたうえで運搬を行う。</li> <li>・「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は实地に検査することができる。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託が終了した場合、個人情報を委託元に返還、破棄、もしくは消去しなければならない。</li> <li>・委託元の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を報告する旨を規定し、必要に応じて、職員がその内容を確認する。</li> </ul>	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	・契約書において、秘密保持、個人情報の使用、複製等、管理、個人情報の取得、個人情報の返還及び事故発生時の対応等について規定しており、必要に応じて、職員がその内容を確認する。				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法	・契約書等において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認する。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することができる。				
他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置					
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)における他のリスク及びそのリスクに対する措置					
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法					
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法					
他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)における他のリスク及びそのリスクに対する措置					

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><b>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</b></p> <p>①情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(注2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(注3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	

## リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><b>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</b></p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	

## リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><b>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</b></p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p><b>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</b></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できないものとなっている。</p> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><b>【業務共通システムにおける措置】</b></p> <p>番号法により認められている機関、事務をシステム的、かつ職員による審査にて判断し、提供できる仕組みを構築している。</p> <p><b>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</b></p> <p>①情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供を要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応を求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><b>【千葉市における措置】</b> 提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</p> <p><b>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</b></p> <p>①セキュリティ管理機能(注)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で情報提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>・提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</p> <p>(注) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないように管理している。</p>
--------------	--

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p><b>【千葉市における措置】</b> 中間サーバへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。また、情報提供の際は相手先との妥当性について検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止することが担保されたシステムを国が構築する。</p> <p><b>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</b></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供することで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(注)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(注)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### 【千葉市における措置】

- ・当該事務の権限を有する職員のみに実施できるようアクセス権限を設定している。
- ・介護保険システムでは、特定個人情報に係るすべてのシステム操作ログを記録しており、必要に応じて確認できる設定している。

### 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

### 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセスで制限）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

アタック特定個人情報の保管・消去			
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISO政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な対策の内容	<p>【千葉市における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の物理的対策を行っている。</li> </ul> <p>&lt;サーバー室について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物入口からサーバー室までの間において、常駐警備による入退室管理を24時間365日実施し、加えて高精度度カメラによる監視を行う。</li> <li>・サーバー室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。</li> <li>・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管する。</li> <li>・出入口には機械により入退室を管理する設備を設置する。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</li> <li>・新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内にサーバー室を設置する。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内にサーバー室を設置する。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系消火設備を有した建物内にサーバー室を設置する。</li> </ul> <p>&lt;区役所等執務室について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入退室については、当該所属内利用管理者である課長・所長の許可を受けた者に特定される。</li> <li>・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤを用いて管理している。</li> </ul> <p>&lt;その他の対策&gt;</p> <p>【遠隔地保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の業務終了後に仮想テープ装置(磁気ディスク)へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。</li> <li>・日々の退避データは1週間、遠隔地保管する複写データは3週間保存している。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラネットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラネットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び、施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>		

⑥技術的対策	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
	<p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の技術的対策を行っている。</p> <p>(1)不正プログラム対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</li> <li>・端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。</li> </ul> <p>(2)不正アクセス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット等の外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。</li> <li>・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>
⑦バックアップ	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[   発生あり   ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		
	<p>【事例1】</p> <p>①事案／当該事案に関する個人情報の件数 「不審者情報」メールを希望する市民あてメールの誤送信(各受信者が他者のメールアドレスを閲覧できる状態となったもの)／127件</p> <p>②発生時期 平成30年6月</p> <p>③原因 職員の誤操作(「CC」欄に全送信先のメールアドレスを入力し送信)</p> <p>④発生時の対応 全送信先へ事件の発生を周知・謝罪するとともに、誤送信したメールの削除を依頼</p>			
再発防止策の内容	<p>【事例1】について</p> <p>・府内システムで使用する共通メールソフトの設定を変更し、府外メールアドレス宛に送信するメールは全て強制的にBCCで送信されるようにした。</p>			
⑩死者の個人番号	[   保管している   ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない		
具体的な保管方法	<p>・データセンタ内のサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。</p>			

その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	・介護保険システムの情報は、疑似リアル連携により住民登録システムに基づいて更新されており、古い情報のまま保管され続けることを防止している。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	・消除後、保存期間(5年間)を経過したデータベースに格納された特定個人情報は消去する。 ・紙帳票はなし。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置			

## IV その他のリスク対策 ※

### 1. 監査

①自己点検		
【十分に行っている】		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
【介護保険システムにおける措置】 介護保険システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、年に1回、評価書の記載内容どおりの運用が行われているかについてチェックリストを用いて自己点検を実施する。		
②監査		
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。		
【千葉市における措置】 ○内部監査 「千葉市特定個人情報保護評価監査マニュアル」に基づき、評価総括部署は、全項目評価書又は重点項目評価書を作成する事務において、当該事務が当該評価書及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」の記載どおり運用されていることを書類確認、ヒアリングその他の方法により定期的に(原則5年間に1回以上)監査する。 監査の結果、評価総括部署が指摘した事項については、担当部署が改善に向けた対応を行うものとする。 ○「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づく確認事項 ①情報セキュリティ監査 情報セキュリティ責任者及び情報システム責任者は、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認する為、情報セキュリティ監査等を必要に応じて実施する。 ②情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認 ・情報セキュリティ責任者及び情報システム責任者は、情報セキュリティポリシーの遵守状況及び違反の発生状況について、常に確認を行うこととしている。 ・情報システム管理者は、情報システムの設定が情報セキュリティポリシーを遵守したものとなっているか、及び当該設定により問題が発生していないか定期的に確認する。		
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。		

### 2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発		
【十分に行っている】		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
【千葉市における措置】 ・千葉市情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策実施手順書を作成し、職員へ周知する。 ・正規職員を対象として、下記事項に関する研修を実施する。非正規職員等に対しては、職場内研修により下記事項に関する教育を行う。 ①情報セキュリティに関する事項(千葉市情報セキュリティ対策基準の定めによる。) ②特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項(番号法の定めによる。) ③個人情報保護に関する事項(千葉市個人情報保護事務取扱要綱の定めによる。) ・違反行為をした従業者等は、懲戒処分の指針に基づき懲戒の対象となるほか、千葉市個人情報保護条例に定める罰則が適用されることがある。		
【介護保険システムにおける措置】 ・初任者を対象とした研修を毎年実施する。 ・情報漏えいなどの新聞記事などを活用して危機管理意識を啓発する。		
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修などを実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則などについて研修を行うこととしている。		

### 3. その他のリスク対策

#### 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室
②請求方法	千葉市個人情報保護条例第14条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。
特記事項	市ホームページ上に請求方法、開示請求書等を掲載している。
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料:不要(写しの交付を受ける場合、通常片面1枚につき10円) 納付方法:窓口…現金、郵送…現金または為替 )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所1階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課 043-245-5061
②対応方法	問い合わせ受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年1月4日
②しきい値判断結果	<p>[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる      2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)      3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)      4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、所管課及び市政情報室において案の閲覧及び配布を行う。意見は電子メール、FAX、郵送にて受け付ける。
②実施日・期間	令和元年9月1日から令和元年9月30日まで(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の取扱いの手段・流れを明確にし、リスクを具体的に把握するべきである。</li> <li>・「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」の特記事項において、委託先との情報管理体制の確認や秘密保持に関する契約のほか、流出・漏えいした場合に備えての損害賠償の予定に関する記述を追加するべきである。</li> </ul>
⑤評価書への反映	・「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の部分を中心に評価書を再度見直し、不足している対策を追記した。
3. 第三者点検	
①実施日	平成28年8月30日
②方法	千葉市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	<p>評価書の記載内容については、番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例の規定に照らし、現段階の評価としては妥当であるとして了承された。</p> <p>また、市は、千葉県国民健康保険団体連合会に対する積極的な検査の実施等を通じて個人情報の取扱状況等を注視していくなど、引き続き個人情報の安全性の確保に努めるよう意見があった。</p>
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-7 ①	介護保険課	介護保険管理課	事後	③事後で足りるもの任意に事前に提出
平成29年4月1日	II-2 ⑥	介護保険課	介護保険管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年4月1日	II-3 ⑦ 使用部署	①千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険課	①千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年4月1日	V-2 ①	介護保険課	介護保険管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月4日	I 関連情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高石 憲一	介護保険管理課長	事後	①重要な変更に当たらない(様式改正により、課長名から役職名の表示に変更)
平成31年4月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載) 事例3(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
平成31年4月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載) 事例3(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
平成31年4月4日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	平成28年6月1日	平成31年1月4日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②事務の概要	介護保険制度の運用のため、介護保険法に基づく、介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課・徴収を行う(介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務を含む)。  市町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び厚生労働省令の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ① 介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出 ② 住所地特例の適用・変更に係る届出 ③ 被保険者証の交付申請 ④ 委介護・要支援認定申請 ⑤ 要介護・要支援更新認定申請 ⑥ 要介護・要支援区分変更申請 ⑦ 被保険者証の再交付 ⑧ サービス種類の指定の変更申請 ⑨ 高額介護サービス・高額介護予防サービス等の支給申請 ⑩ 負担限度額認定申請 ⑪ 特例居宅介護・予防サービスの支給申請 ⑫ 介護保険給付の支払方法の変更、一次差止め、給付制限に関する事務 ⑬ 介護保険料の賦課・徴収に関する事務	介護保険制度の運用のため、介護保険法に基づく、介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課・徴収を行う(介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務を含む)。  市町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び厚生労働省令の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ① 介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出 ② 住所地特例の適用・変更に係る届出 ③ 被保険者証の交付申請 ④ 委介護・要支援認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑤ 要介護・要支援更新認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑥ 要介護・要支援区分変更申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑦ 被保険者証・負担割合証の再交付(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑧ サービス種類の指定の変更申請 ⑨ 高額介護サービス費・高額介護予防サービス費等の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑩ 高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ⑪ 負担限度額認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑫ 特例居宅介護・予防サービス費の支給申請 ⑬ 福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑭ 介護保険料の賦課・徴収に関する事務	事前	①重要な変更に当たる
	(続き) I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②事務の概要		⑮ 居宅介護サービス計画作成依頼に係る届出(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑯ 介護保険給付の支払方法の変更、一次差止め、給付制限に関する事務 ⑰ 介護保険料の賦課・徴収に関する事務		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	—	①システム名称 サービス検索・電子申請機能 ②システムの機能 【住民向け機能】 ・自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 ・住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法別表第二の93及び94の項 (別表第2における情報提供の根拠) 番号法別表第二の2、3、5、6、8、11、17、22、26、42、43、56の2、61、62、80、81、87、94、97、108、109の項	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法別表第二の93及び94の項 (別表第2における情報提供の根拠) 番号法別表第二の2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109の項	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、専用線、府内連携システム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、専用線、府内連携システム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 3件	委託する 4件	事前	①重要な変更に当たる。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル～(5)試験・収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	委託事項4 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・府舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない	事前	①重要な変更に当たる。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先49	—	提供先49 日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の33の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先50	—	提供先50 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先51	—	提供先51 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先52	-	提供先52 國家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 健康手当金の支給決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先53	-	提供先53 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先54	-	提供先54 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先55	-	提供先55 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 健康手当金の支給決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先56	-	提供先56 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高齢障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	③重要な変更に伴う修正があり、事前の提出が必要である。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 3件	委託する 4件	事前	①重要な変更に当たる。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	-	委託事項4 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・軒舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない	事前	①重要な変更に当たる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先35	-	提供先35 國家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先36	-	提供先36 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先37	-	提供先37 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高齢障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 ・対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 ・介護保険の受給者管理を行うために保有	・個人番号、その他識別情報(内部番号) ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 ・対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 ・介護保険の受給者管理を行うために保有 ・地方税関係情報 ・介護保険の受給者管理を行うために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報 ・介護保険の受給者管理を行うために保有	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、専用線、府内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、専用線、府内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス接続、電子申請機能)	事前	③重要な変更に伴う修正があり、事前の提出が必要である。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 4件	委託する 5件	事前	①重要な変更に当たる。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	-	委託事項5 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・府舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない	事前	①重要な変更に当たる。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先35	-	提供先35 國家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先36		提供先36 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先37		提供先37 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高齢障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 4件	委託する 5件	事前	①重要な変更に当たる。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5		委託事項5 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない	事前	①重要な変更に当たる。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先35		提供先35 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先36		提供先36 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先37		提供先37 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高齢障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 報 ・対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 ・介護保険の給付管理を行うために保有	・個人番号、その他識別情報(内部番号) ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 報 ・対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 ・介護保険の給付管理を行うために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報 ・介護保険の給付管理を行うために保有	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、専用線、府内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、専用線、府内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 3件	委託する 4件	事前	①重要な変更に当たる。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	-	委託事項4 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・府舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない	事前	①重要な変更に当たる。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先32	-	提供先32 日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の32の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の算定のための制度での支給額の確認 ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先33	-	提供先33 國家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の33の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先34	-	提供先34 國家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の34の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定 ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先35	-	提供先35 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の35の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先36	-	<p>提供先36 地方公務員共済組合      ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項      ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定      ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報      ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満      ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。      ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム      ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度</p>	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先37	-	<p>提供先37 都道府県知事等      ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項      ②提供先における用途 新高齢障害福祉サービス等給付費の支給      ③提供する情報 介護保険給付情報      ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満      ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。      ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム      ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度</p>	事前	③事後で足りるもの任意に事前に提出する。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル～(4)給付ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>データセンタにおける措置&gt;      2.4時間3~5日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理（注）を行っている部屋（サーバ室）に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。      注：生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p>	<p>【申請書等の紙媒体の取扱い】      ・申請書等の紙媒体の取扱いは、許可された者以外入室することのできない執務室内に限られており、使用後は、施錠可能な定められた場所に格納している。      ・窓口業務等を行う部署においては、紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないように配慮を徹底している。</p> <p>【業務共通システム・介護保険システムにおける措置】      2.4時間3~5日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理（注）を行っている部屋（サーバ室）に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。      注：生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】      ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。      ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル～(5)試験・収録納入ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	介護保険業務の文書の保存期間は5年と定められているため。	千葉市公文書管理規則により、介護保険業務の文書の保存期間を5年と定めているため。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル～(4)給付ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>【介護保険システムにおける措置】      物理消去を実施する。      【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。②ディスク交換やハード更改などの際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去する。      ③物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。</p>	<p>【介護保険システムにおける措置】      保存期間を過ぎた申請書等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理等の復元不可能な手段により廃棄する。      ・電子媒体等について、保存期間を経過したものを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的粉碎等によりデータの復元が不可能になるようする。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】      ①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。      ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報を読み出しきれないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)賦課・収滞納ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<データセンターにおける措置> 24時間365日有人による入退室管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 注:生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。	【業務共通システム・介護保険システムにおける措置】 24時間365日有人による入退室管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 注:生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。  【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室内に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)賦課・収滞納ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【介護保険システムにおける措置】 物理消去を実施する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。②ディスク交換やハード更改などの際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報を読み出してできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。	【介護保険システム関連における措置】 ・電子媒体等について、保存期間を経過したものを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的粉碎等によりデータの復元が不可能になるようする。  【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改などの際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報を読み出しえないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1:目的外の入手が行われるリスク その他の措置の内容	—	住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索、申請フォームを選択して必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	①重要な変更に当たる。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・個人番号の記載を要する届出書及び申請書は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ・保険料の賦課に必要となる最低限の情報を特定の相手から取得するため、収集時に情報が詐取・奪取されることない。	・個人番号の記載を要する届出書及び申請書は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ・保険料の賦課に必要となる最低限の情報を特定の相手から取得するため、収集時に情報が詐取・奪取されることない。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの暗名用電子証明書による電子署名を付すことなり、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいたいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	①重要な変更に当たる。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等により、本人確認を行う。	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等により、本人確認を行う。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの暗名用電子証明書による電子署名を付すことなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した委託機関は署名検査(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。	事前	①重要な変更に当たる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明証(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、届出書及び申請書に印刷済みの項目や介護保険システム等と照合することにより個人番号の真正性の確認を行う。	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明証(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、届出書及び申請書に印刷済みの項目や介護保険システム等と照合することにより個人番号の真正性の確認を行う。 ・サービス検索電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	①重要な変更に当たる。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・上記個人番号の真正性の確保と同様に、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明証(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、確認する。 ・収集後に情報が変化した場合は、住民登録システムとの連携により修正し、正確性を確保する。	・上記個人番号の真正性の確保と同様に、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明証(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、確認する。 ・収集後に情報が変化した場合は、住民登録システムとの連携により修正し、正確性を確保する。	事前	①重要な変更に当たる。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	【千葉市介護保険システム開発保守サービス契約】 選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(I SO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。 ・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。 【千葉県国民健康保険団体連合会への委託】 ・個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した文書を取り交わす。	【千葉市介護保険システム開発保守サービス契約】 選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(I SO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。 ・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。 【千葉県国民健康保険団体連合会への委託】 ・個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した文書を取り交わす。	事前	①重要な変更に当たる。
	(継ぎ) III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認		【日本郵便への委託】 ・契約業者はサービス約款を定めており、個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないこととしている。その内容としては、秘密の保持、授業者への周知、再委託の禁止、収集の制限、目的外使用等の禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した文書を取り交わす。	事前	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・契約書等において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認する。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することができる。	・契約書等において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認する。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することができる。	事前	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続をより詳細に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載)	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<千葉市における措置> 情報セキュリティ対策に係る指導を担当する部署が、特定個人情報を取扱う部署における情報資産の取り扱いに関する内部監査を定期的に行う。また、指摘事項については優先順位を付けて順位の高いものから改善に努めている。 【主な確認項目】 ・情報セキュリティ対策のうち職員が守るべき内容を遵守する旨の誓約書の提出状況 ・不要となった情報資産の管理状況 ・特定個人情報が記載された紙(申請書等)及び電子記録媒体の管理状況 ・正規職員及び非正規職員に対するセキュリティ対策に係る教育の実施状況	<千葉市における措置> ○内部監査 「千葉市特定個人情報保護評価監査マニュアル」に基づき、評価総括部署は、全項目評価書又は重点項目評価書を作成する事務において、当該事務が当該評価者及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」の記載どおり運用されていることを書類確認、ヒアリングその他 の方法により定期的に(原則5年間に1回以上)監査する。 監査の結果、評価総括部署が指摘した事項については、担当部署が改善に向けた対応を行うものとする。 ○「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づく確認事項 ①情報セキュリティ監査 情報セキュリティ責任者及び情報システム責任者は、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認する為、情報セキュリティ監査等を必要に応じて実施する。 ②情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認 ・情報セキュリティ責任者及び情報システム責任者は、情報セキュリティポリシーの遵守状況及び違反の発生状況について、常に確認を行っている。 ・情報システム管理者は、情報システムの設定が情報セキュリティポリシーを遵守したものとなっているか、及び当該設定により問題が発生していないか定期的に確認する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<千葉市における措置> ・千葉市情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策実施手順書を作成し、職員へ周知する。また、情報漏えいなどの新聞記事などを活用して危機管理意識を啓発する。 ・正規職員を対象に情報セキュリティ研修を実施するとともに、非正規職員に対しては、職場内研修により教育を行う。 毎年、介護保険システムの初任者研修を実施する。	<千葉市における措置> ・千葉市情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策実施手順書を作成し、職員へ周知する。 ・正規職員を対象として、下記事項に関する研修を実施する。非正規職員等に対しては、職場内研修により下記事項に関する教育を行う。 ①情報セキュリティに関する事項(千葉市情報セキュリティ対策基準の定めによる。) ②特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項(番号法の定めによる。) ③個人情報保護に関する事項(千葉市個人情報保護事務取扱要綱の定めによる。) ・違反行為をした従業者等は、懲戒処分の指針に基づき懲戒の対象となるほか、千葉市個人情報保護条例に定める罰則が適用されることがある。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・初任者を対象とした研修を毎年実施する。 ・情報漏えいなどの新聞記事などを活用して危機管理意識を啓発する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修などを実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則などについて研修を行うこととしている。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	[千葉市における措置] (略) <サーバー室について> (略) <区役所等執務室について> (略) <その他の対策> <遠隔地保管> ・日々の業務終了後に仮想テープ装置(磁気ディスク)へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日々の退避データは1週間保存している。 また、遠隔地保管については遠隔地で3週間保存し、その後データセンターで10週間(計13週間)保存している。  [中間サーバー・プラネットフォームにおける措置] (略)	[千葉市における措置] (略) <サーバー室について> (略) <区役所等執務室について> (略) <その他の対策> <遠隔地保管> ・日々の業務終了後に仮想テープ装置(磁気ディスク)へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日々の退避データは1週間保存している。 複写データは3週間保存している。  [中間サーバー・プラネットフォームにおける措置] (略)	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続を正確に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	VI その他のリスク対策 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成28年7月15日から平成28年8月15日まで(32日間)	令和元年9月1日から令和元年9月30日まで(30日間)	事後	③他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	VI その他のリスク対策 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	なし	・特定個人情報の取扱いの手段・流れを明確にし、リスクを具体的に把握するべきである。 ・「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」の特記事項において、委託先との情報管理体制の確認や秘密保持に関しての契約のほか、流出・漏えいした場合に備えての損害賠償の予定に関する記述を追加するべきである。	事後	③他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	VI 2. 国民・住民等からの意見の聴取 評価書への反映	{ }	・「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	事後	③他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル～(3)受給ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令に認定申請時に特定個人情報を取得する旨明示されている。	本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令に認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。	事後	③他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令に介護サービス費の申請において特定個人情報を取得する旨明示されている。	本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令に介護サービス費の申請において特定個人情報を取得する旨規定されている。	事後	③他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)賦課・収滞納ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令において介護保険料の賦課を行にあたり特定個人情報を取得する旨明示されている。	本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令において介護保険料の賦課を行にあたり特定個人情報を取得する旨規定されている。	事後	③他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・介護認定申請・給付関係の申請等を窓口で受け付けた場合は、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明証(介護保険法に基づく提出代行の場合)により本人の情報であることを窓口で確認している。 ・資格取得等に係る届出書等については、住民登録システムとのデータ連携により取得しており本人以外の情報を入手することはない。	・介護認定申請・給付関係の申請等を窓口で受け付けた場合は、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明証(介護保険法に基づく提出代行の場合)により本人の情報であることを窓口で確認している。 ・資格取得等に係る届出書等については、住民登録システムとのデータ連携により取得しており本人以外の情報を入手することはない。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、本人からの情報のみが送信される。	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続をより詳細に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。
	II 特定個人情報ファイルの取扱い 2. リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・府外からの情報の入手の場合、あらかじめ定められた項目に基づいた番号をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。	・情報を入手する際、あらかじめ定められた項目に基づいた番号をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。 ・保険料の賦課に必要な情報は、特定の相手から最低限のものを取得する。	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続をより詳細に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。
	III 特定個人情報ファイルの取扱い 2. リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・個人番号の記載を要する届出書及び申請書は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ・保険料の賦課に必要な最低限の情報を持て定めた相手から取得するため、収集時に情報が詐取・奪取されることない。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の説明において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらしながら操作をしていたとき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	・個人番号の記載を要する届出書及び申請書は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ・保険料の賦課に必要な情報は、特定の相手から最低限のものを取得しており、入手元から情報を詐取・奪取することはない。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の説明において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらしながら操作をしていたとき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続をより詳細に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い 2. リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・上記個人番号の真正性の確保と同様に、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明証(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、確認する。 ・収集後に情報が変化した場合は、住民登録システムとの連携により修正し、正確性を確保する。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、委託事業者が委託契約にもとづき、申請情報を封緘し、書留等の記録が残り追跡可能な手段で地方公共団体に郵送することにより、安全を確保している。	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・収集後に情報が変化した場合は、住民登録システムとの連携により修正し、正確性を確保する。	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続をより詳細に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。 【紙媒体に対する措置】 (略) 【電子データに対する措置】 (略) 【業務共通システムに対する措置】 (略)	特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。 【紙媒体に対する措置】 (略) 【電子データに対する措置】 (略) 【業務共通システムに対する措置】 (略) 【サービス検索・電子申請機能に対する措置】 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、委託事業者が委託契約に基づき、申請情報を封緘し、書留等の記録が残り追跡可能な手段で地方公共団体に郵送することにより、安全を確保している。	事前	①重要な変更に当たる。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<業務共通システムにおける措置> システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証(又はパスワード)による個人認証を行う。	<業務共通システム・介護保険システムにおける措置> システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証(又はパスワード)による個人認証を行う。	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続をより詳細に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	<業務共通システムにおける措置> (略)	<業務共通システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (1)発効管理 システム利用管理者がシステムを利用する職員に対して個別にユーザIDを発効し、アクセス権限を設定する。 (2)失効管理 システム利用管理者は、権限を有していた職員の異動／退職が生じた際にはアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続をより詳細に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	<業務共通システムにおける措置> (略)	<業務共通システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> 端末PCについて、画面の盗み見・不正利用対策として、一定時間経過後に自動的にログオフする制御を行。	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続をより詳細に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。	・委託先では、特定個人情報は管理措置が講じられた作業場所において取り扱うものとし、当該作業場所以外の場所への特定個人情報の持出、提供を禁止している。 ・委託先との間で特定個人情報等を連絡により提供する場合は、特定個人情報が記録された資料等の連絡中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化を施すこと等、個人情報等の漏えい防止対策を十分に講じたうえで連絡を行う。 ・「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続をより詳細に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。